2　施行者等が取り組むべき事項

イ　再建マンションにおける良好な管理の確保のため、標準管理規約を参考にしつつ、再建マンションの管理規約を適正に定めるよう努めることとする。

ロ　マンションの建替え等に伴って発生する廃棄物の分別、再資源化等に努めるとともに、再建マンション等の建設に当たってはリサイクル材を使用することが望ましい。

3　国及び地方公共団体が取り組むべき事項

民間事業者を参加組合員や買受人等として選定する手続が透明かつ公正に行われるようマンション建替組合又はマンション敷地売却組合を設立しようとする者等に対して適切に指導及び助言を行わなければならない。

附　則

この告示は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

○原子力規制委員会告示第六号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条第一項、第四条第六号及び第九号、第十一条、第十三条第一号及び第二号、第十七条第四号並びに第十八条第二項、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項第一号並びに核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第二条第十二号ホの規定に基づき、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）等の一部を改正する告示

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

第一条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第一号及び第二号」を「第一号から第三号まで」に改め、「核燃料物質等のうち」の下に「、」を加え、「限る」を「限るものとし、六ふつ化ウランを含むものについては、当該六ふつ化ウランの重量が第二十八条に定める重量を超えないものに限るものとする」に改め、同条第二号ハ中「用いたものを除く。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、「Ｒａｄｉｏａｃｔｉｖｅ」を「ＲＡＤＩＯＡＣＴＩＶＥ」に改め、同号ハに次のただし書を加える。

ただし、当該機器等がその大きさにより当該表示を有することが困難である場合は、この限りでない。

第五条第一項中「しゃへい」を「遮蔽」に改め、同項第一号ロ中「核分裂性物質」の下に「（規則第十三条の規定により運搬する場合は、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九又はプルトニウム二四一（以下「核分裂性核種」という。）の重量が四十五グラム以下のものを除く。）」を加える。

第七条中「規則第四条第六号」の下に「ただし書」を加え、「第三条第二号、第三号及び第四号」を「第三条第二号から第四号まで」に改め、「運搬する場合」の下に「（同条第二号ハただし書に定める場合を除く。）」を加える。

第十条中「天然ウラン又は劣化ウラン（熱中性子炉以外で照射されたものを除く。）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、二以上の核燃料物質（核分裂性核種を含むものに限る。）が、同一の核燃料輸送物に含まれる場合又は同一の車両若しくは運搬機器に積載される場合（規則第十三条又は規則第十七条の規定により運搬される場合に限る。）は、この限りでない。

第十条に次の各号を加える。

一　天然ウラン又は劣化ウラン（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。第三十八条において「法」という。）第二条第四項に規定する原子炉のうち、その原子核分裂の連鎖反応が主として熱中性子により行われる原子炉以外で照射されたものを除く。）

二　核燃料物質に含まれる核分裂性核種の重量が〇・二五グラムを超えないもの

第十三条中「第五条第十号」を「第五条第九号」に、「同条第十一号」を「同条第十号」に改める。

第二十三条中「該当するもの」の下に「（一の荷送人により二以上の核燃料輸送物を運搬するに当たり、同一の車両又は運搬機器に当該各号に該当するもののうち他の号に該当するものを除く。）」を加え、同条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条に次の四号を加える。

三　一の荷送人により一又は二以上の核燃料輸送物を運搬するに当たり、次に掲げる要件に適合するウラン（ウラン二三五の濃縮度が五パーセント以下であるものに限る。）を収納したもの。ただし、当該核燃料輸送物全てに含まれる核分裂性核種の重量が四十五グラム以下であるものに限る。

イ　ウラン二三五の重量が三・五グラム以下であること。

ロ　プルトニウム及びウラン二三三の重量の合計がウラン二三五の重量の一パーセントを超えないこと。

四　一の荷送人により一又は二以上の核燃料輸送物を運搬するに当たり、個々の核燃料輸送物中の核分裂性核種の重量が二グラムを超えないもの。ただし、当該核燃料輸送物全てに含まれる核分裂性核種の重量が十五グラムを超えないものに限る。

五　一の荷送人により一又は二以上の核燃料輸送物を専用積載として運搬するに当たり、当該核燃料輸送物全てに含まれる核分裂性核種の重量が四十五グラムを超えないもの

六　前各号に掲げるもののほか、輸送中において臨界に達しない核燃料輸送物として原子力規制委員会が指定するもの

第二十三条の次に次の一条を加える。

（核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準の一部を適用しない核分裂性輸送物）

第二十三条の二　規則第十一条の原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　次に掲げる全ての要件に適合するもの

イ　ベリリウム、水素及びその化合物並びにこれらの含有物（重水素（天然に存在するものを除く。）を含むものに限る。）並びに黒鉛その他の炭素原子のみが結合した物質（以下この号において「ベリリウム等」という。）の重量の合計が核分裂性核種の重量を超えないこと（核分裂性物質に対するベリリウム等の濃度が任意の一キログラムにつき一グラムを超える場合に限る。）。

ロ　プルトニウム二四一の重量がプルトニウム二四〇の重量を超えないこと。

ハ　次に掲げるいずれかの要件に適合すること。

(1)　臨界安全指数（第三十六条第二項の規定による計算の方法にかかわらず、次式において得られた値をいう。）が十を超えないこと。

二百五十×（ウラン二三五の重量（グラム））／Ｚ＋他の核分裂性核種の重量（グラム）／二百八十